監事選出に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、定款の規定に基づき、監事選出に関し、必要な事項を定める。

（申請）

第２条　監事候補者となるには自薦、他薦を問わず、当該年度の申請書類締切日までに理事会に届け出る。

（資格）

第３条　監事候補者は原則として審査申請時において、以下の資格を有するものとする。

（１）集中治療医学の領域において指導的立場で活躍していること。

（２）本学会の専門医であること。

（３）20 年以上の基礎医学または臨床医学経験者であること。

（４）本学会認定施設において集中治療に従事していること。

（５）68 歳未満であること。

（選挙と選挙人）

第４条　これら届け出のあった監事候補者につき、郵送または電磁的方法を用いて選挙を行う。

２　この選挙の選挙人は、この選挙が行われる年度の評議員とする。

（選挙方法）

第５条　選挙は次の各項に従う。

（１）選挙にあたっては理事長が評議員２名に選挙管理委員を委嘱し選挙事務にあたらせる。

（２）投票は２名連記の無記名投票とする。

（３）以下の投票は無効とする。

１）正規の用紙を用いないもの。

２）候補者以外の氏名を記載したもの。

３）所定の人数を超える氏名を記載したもの。

４）所定の人数を記載しなかったもの。

５）同名連記したもの。

６）判読不能のもの。

（４）当選者の確定は次の各項に従う。

１）有効得票数がもっとも多いものから順次２名を当選とする。

２）定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに、抽選によって順位を決定する。また欠員が生じた場合のために次点者も決定、公表するものとする。

（欠員）

第６条　監事に欠員が生じ，監事の責務を遂行するにあたり，２名が必要と判断された場合には，以下の方法で選出する。

（１）選挙の際の次点候補

（２）次点候補がいない場合には，新たな監事選出を行い，臨時あるいは定時の社員総会で承認を受ける。

２　欠員で選出された監事の任期は、前任者のものを引き継ぐ。

（改定）

第７条　この細則は理事会の議により改定することができる。

（附則）

この細則は、2005 年 10 月 3 日から施行する。

この改定は、2006 年 5 月 16 日から施行する。

この改定は、2007 年 4 月 25 日から施行する。

この改定は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は、2014 年 8 月 11 日から施行する。

この改定は、2015 年 6 月 19 日から施行する。

この改定は、2017 年 12 月 15 日から施行する。

この改定は、2018 年 5 月 28 日から施行する。

この改定は、2021 年 3 月 12 日から施行する。